

東社協福祉施設経営相談室だより

No.115(全2枚)

平成28年6月21日

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について（6月1日）通知

改正社会福祉法において28年4月施行分となっている「地域における公益的な取組」について、厚生労働省から6月1日付で通知が発出されています。

通知では、「地域における公益的な取組」を行う趣旨として、「社会福祉法人の本旨から導かれる法人が本来果たすべき役割として明確化」しています。

さらに、「地域における公益的な取組」は、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること、③無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること、の全ての要件を満たす必要があるとし、該当性を判断する際の参考となる考え方として「別添1」を示しています。

また、「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項として、「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれること、継続的に行われるものでない取組については定款の変更を必要としない、としています。所轄庁の指導監督について、「地域における公益的な取組」は法人がその実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならない、としています。

【別添1】

平成28年改正法第24条第2項のいわゆる

「地域における公益的な取組」の考え方について

○ 以下については、平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の該当性を法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨（前記要件等）に則して判断する必要があります。

なお、

ア 「地域における公益的な取組」は、以下の例に限定されるものではないこと

イ 「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があることを念のため申し添えます。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。

・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること
- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
 - ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

[別添2]



○「地域における公益的な取組」についての通知は、以下に掲載されています。

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/kokenshien/documents/201606-koueki-kouroushotsuchi.pdf>

＜東京都社会福祉協議会 経営相談室＞ TEL03-3268-7170

*本相談室へのご相談には k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。